令和元年

東光こども園

幼児教育・保育の無償化について

対象者・利用料

3歳から5歳クラスの全ての子どもと、0歳から2歳クラスのうち市民税非課税世帯（A・B1・B2階層）の子どもの保育料が無償となります。

※1号認定のみ満3歳児から保育料が無償となります。
※非在園児が利用する一時保育、病児病後児保育、ファミリーサポートも無償対象です。
※通園施設（長岡療育園、柿が丘学園など）の利用者負担額も無償対象。

預かり保育

保育の必要性のある満3歳児※から5歳児（小学校就学前）までの子どもの利用料が日額450円まで無償となります。

※満3歳児（現1号認定）は市民税非課税世帯のみ対象です。（新3号　施設等利用給付認定）

預かり保育について無償化の対象となるためには、
新2号認定が必要です。（現1号児の預かり保育無償対象者）
認定を申請される方は以下の認定要件を確認のうえ、申請書など必要書類を園に提出してください。

認定要件

施設等利用給付認定（新2号または新3号）を受ける場合、父母ともに次のいずれかに該当することが必要です。（新3号認定は満3歳児で市民税非課税世帯のみ対象です。）

□就労（月48時間以上）　□出産前後　□保護者の傷病、障害　□災害復旧
□求職活動（起業準備など）※　□同居者または親族の介護・看護
□就学　□虐待やDVのおそれがあること
□育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

※求職活動認定で認定を受ける場合、求職活動を証明する書類の提出や、園で面談を行う場合があります。
※求職活動による認定期間は3か月です。